

平成28年度 個別指導・新規指定 個別指導の主な指摘事項について



理事 平安 明

平成28年度に実施されました個別指導・新規指定個別指導における主な指摘事項について、九州厚生局沖縄事務所にて下記のとおり纏められましたのでお知らせいたします。

毎回、同じような事項が指摘されていますので、ご確認いただき、日常診療にお役立ていただければ幸いです。

診療録等

- ・ 医師による日々の診療内容の記載が乏しい例が認められた。
- ・ 療養病棟入院患者のADL区分が分かりにくい例が認められた。
- ・ 複数の保険医が一人の患者の診療に当たっている場合において署名又は記名押印が診療の都度ないため、診療の責任の所在が明らかでない例が認められた。
- ・ 医師への診療において自己でおこなったものか別の医師の診療なのか確認できない例が認められた。
- ・ 記載内容が判読困難な例が認められた。

傷病名

- ・ 医学的に診断根拠のない傷病名の例が認められた
 - ①化膿性扁桃周囲炎
- ・ 傷病名を適切に整理していない例が認められた。
 - ①傷病名が重複している。
 - ②長期にわたり疑いの傷病名がある。

基本診療料等

- ・ 再診料の外来管理加算について、患者からの聴取事項や診察所見の要点の記載がない例が認められた。

医学管理等

- ・ 特定疾患療養管理料について、管理内容の要点の記載がない例が認められた。
- ・ 特定疾患治療管理料について、次の不適切な例が認められた。
 - ①特定薬剤治療管理料
薬剤の血中濃度、治療計画の要点の記載がない。
 - ②悪性腫瘍特異物質治療管理料
腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点の記載がない。
 - ③難病外来指導管理料
診療計画及び診療内容の要点の記載がない。
 - ④皮膚科特定疾患指導管理料（Ⅱ）
診療計画及び指導内容の要点の記載がない。
 - ⑤喘息治療管理料2
指導内容の要点の記載がない。
- ・ 乳幼児育児栄養指導料について、指導の要点の記載がない例が認められた。
- ・ 診療情報提供料（Ⅰ）について、単なる問い合わせの文書で算定している例が認められた。
- ・ 退院時薬剤情報管理指導料について、要点の記載がない例が認められた。

在宅医療

- ・ 在宅時医学総合管理料について、在宅療養計画を作成していない例が認められた。
- ・ 訪問看護指示料について、訪問看護指示書の写しを添付していない例が認められた。
- ・ 在宅療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料）について、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点の記載がない例が認められた。

検査・画像診断・病理診断

- ・呼吸心拍監視について、観察した呼吸曲線の観察結果の要点の記載がない例が認められた。

投薬・注射

- ・次の適応外投与の例が認められた。
 - ①潰瘍疑いの患者に対するガスター注射液の投与

リハビリテーション

- ・疾患別リハビリテーションについて、リハビリテーション総合実施計画書の写しを添付していない例が認められた。

精神科専門療法

- ・通院・在宅精神療法について、当該診療に要した時間の記載がない例が認められた。
- ・精神科デイ・ナイト・ケアについて、実施するに当たって構成する従事者が不足している例が認められた。
- ・持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料について、治療計画及び指導内容の要点の記載がない例が認められた。

処 置

- ・処置の休日加算について、標榜診療時間内に実施した例が認められた。

手 術

- ・当該手術の所定点数に含まれる外皮用殺菌剤を算定した例が認められた。

事務的事項

- ・保険医や診療日の変更があれば速やかに届出をすること。
- ・施設基準の届出について、基準上の要件に係る従事者の変更等があれば速やかに届出をすること。
- ・処方せんの様式について、備考欄に「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応の項

目がなかったので現在の在庫がなくなれば様式第二号に準ずる様式にすること。

- ・領収証の様式について、点数表の各部単位で金額の内訳の分かるものとする。
- ・明細書の無料発行の院内掲示について、公費併用で自己負担がない患者であっても希望があれば発行する旨の文言を記載すること。
- ・保険外負担について、費用徴収に係るサービス等の内容及び料金について患者にとって分かりやすく掲示すること。
- ・一部負担金について、従業員からも徴収すること。
- ・医療情報システムについて、次の不適切な例が認められたので最新の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.3版に準拠するよう改めること。
 - ①利用者がパスワードの設定を行っていない。
 - ②不正なソフトウェアの混入を防ぐ対策が不十分である。
 - ③サーバの保管場所に施錠等、入室制限がない。

○平成28年度「指導後の措置」状況
(平成29年3月31日現在)

【新規個別指導】：実施医療機関数 31 か所

概ね妥当	6件
経過観察	20件
再指導	5件
要監査	0件
合計	31件

【一般個別指導】：実施医療機関数 33 か所

概ね妥当	3件
経過観察	23件
再指導	6件
要監査	0件
合計	32件

※1件処理中の為、未確定